

令和8年度 こども未来局運営方針

第6次福岡市子ども総合計画に掲げる基本目標に沿って、
関係局と連携しながら子ども施策を総合的・計画的に推進します。



今年度の主な重点取組み



基本目標 1 子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり

- ◆子どもの権利の尊重と意見表明支援
- ◆ライフプランを考えるきっかけづくり

基本目標 2 安心して生み育てられる環境づくり

- ◆親子の心と体の健康づくり
- ◆幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応
- ◆相談支援体制の充実

基本目標 3 子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

- ◆子ども・若者が安心して過ごせる場づくり
- ◆悩みや問題を抱える子ども・若者支援

基本目標 4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

- ◆障がい児の支援
- ◆ひとり親家庭の支援
- ◆子どもの貧困対策の推進



【子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり】

◆子どもの権利の尊重と意見表明支援

子どもの権利・意見表明推進事業（こども政策課）

こども基本法を踏まえ、子どもの権利にかかるワークショップを実施するなど、日常的に子どもの権利や意見が尊重されるよう、普及・啓発を実施

子どもたちが自らの権利について学びながら、身の回りのことなどに対する意見表明を体験するワークショップを実施

・子どもの権利について知る

権利って何？



・日常のモヤモヤなど、思っていることを伝え合う

もっと友達や家族と過ごしたい！

自分の気持ちや意見を大人に伝えてもいいの？



自分だけ怒らないでほしい！

※子どもアドボカシー：子どもの声を聴き、意見や考えを表明できるように支援すること

◆ライフプランを考えるきっかけづくり

ライフデザイン支援事業（こども政策課）

若者が出産や子育ての具体的なイメージを持つための支援や、県や民間事業者と連携した婚活支援を実施

子育てって
なんとなく大変そう

将来

どれくらい
お金がかかるの？

婚活に興味はあるけど
ちょっと不安・・・

具体的なイメージをもてない若者にアプローチ

リアルな体験機会を提供！

子育て家庭を訪問する 体験プログラム

- ・子どもとのふれあい体験
- ・出産や子育ての苦労や喜びについて本音でアドバイス
- ・子育てに役立つ支援策の紹介 など



さまざまな情報を提供！

体験にハードルを感じる人も気軽に！

ライフデザインセミナー

- ・ライフデザインの考え方
- ・多様なロールモデルの紹介 など

体験を共有！

情報発信

体験プログラムの様子や参加者の感想をSNS等により発信



結婚を望む人へ！

婚活を支援

- ・適切な安全対策が講じられたマッチングアプリの情報提供
- ・イベント情報の提供 など

【安心して産み育てられる環境づくり】

◆親子の心と体の健康づくり

拡充 産前・産後サポートの拡充(こども健やか課)

従来の個別での産後ケア（宿泊型・日帰り型・訪問型）の実施に加え、
母親同士の仲間づくりや情報交換もできる、**複数人を対象とした集合型を新設**

産後ケア

〈現行（個別での産後ケア）〉

○宿泊型・日帰り型

利用者が病院や助産所に
出向き、サービスを受ける



○訪問型

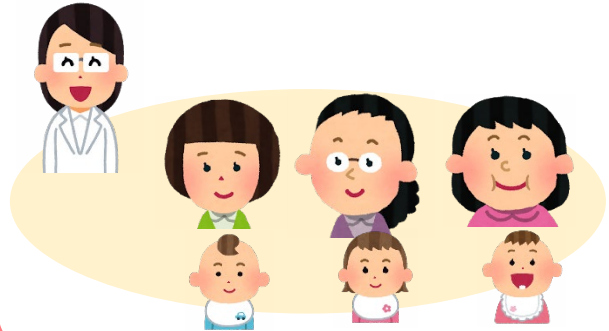
助産師が利用者の自宅を訪問



〈令和8年度〉

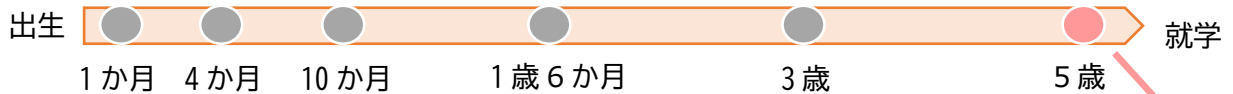
集合型の新設

利用者が**子どもプラザ等の施設**に出向き、
複数人で助産師等からケアを受ける



拡充 乳幼児健診の拡充(こども健やか課)

5歳児健診の試行を**全区に拡大**して実施し、出生後から就学前まで
切れ目のない健康診査を実施



〈現行〉

実施場所 3か所
対象者 5歳児（年中さん）
500人

拡大

〈令和8年度〉

実施場所 **全区**の保健福祉センター
対象者 5歳児（年中さん）
2,000人



本格実施に向け、最適な健診のあり方を検証

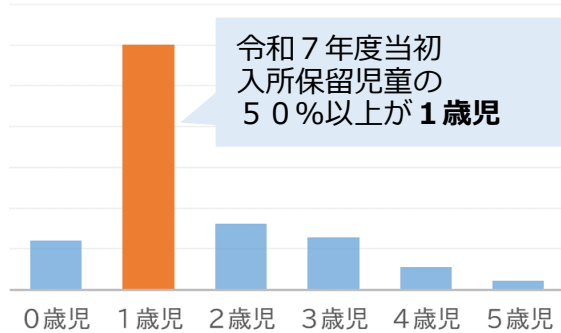


◆ 幼児教育・保育の充実と多様なニーズへの対応

新規

1 歳児受け入れの促進(運営支援課)

一定の条件のもと保育ニーズが増加している1歳児の受入枠拡大を実施した保育所への補助を実施



- ・余裕のある0歳児の受入枠や余剰スペースを活用
- ・保育士を1歳児に配置換え など



保育ニーズの高い1歳児の需要へ
スピーディーに対応

新規

医療的ケア児等受入体制の強化(保育支援課)

医療的ケア児や重い障がいを持つ児童の受け入れに向けて、
看護師や保育士を常時確保する指定保育所等への補助を新設

<現行>

公立保育所
7か所



<令和8年度>

公立保育所
7か所
+

新たに

民間保育所
3か所



- 看護師2名、看護補助者1名の配置
- 重度障がい児受入加配保育士1名の配置
- 医療的ケアに必要な備品等の整備

拡充

保育人材の確保(指導監査課)

保育補助者やベビーシッター等の保育に従事する人材確保のため、
子育て支援員研修の研修受入枠を拡充し、保育士・保育所支援センター
による就労あっせんを強化

●子育て支援員研修の受入枠の増

<現行>

520人



<令和8年度>

720人



さらに、地域限定保育士、幼稚園教諭など多様な人材が保育現場で
活躍できるよう**保育士配置に関する特例**を拡充

拡充

一時預かりの拡充(事業調整課)

子育て世帯のリフレッシュや急な用事、多様な働き方など様々なニーズに対応するため、実施事業所数の拡大に向けて、**開設時の支援**や**運営費の補助金の増額**、**開設要件を緩和**

〈現行〉

13 施設

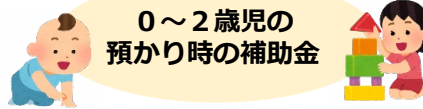


〈令和 8 年度〉

18 施設



夜間・早朝の
預かりを支援



0~2歳児の
預かり時の補助金

一時預かり

日曜祝日
開設時の補助金



開設準備経費

施設要件の緩和

拡充

ベビーシッター派遣の拡充(事業調整課)

生後6か月になるまでの乳児のベビーシッター派遣費用の一部を助成増加するニーズに対応するため、補助金額の見直しにより受け入れ体制を強化

●事業者に対する補助金額の増

〈現行〉

2,100 円/時間



〈令和 8 年度〉

2,500 円/時間

※利用者負担額(400 円) 変更なし



拡充

「福岡市型」こども誰でも通園制度の拡充 (事業調整課)

全国的に本格実施となるこども誰でも通園制度を市独自に月最大 40 時間で実施するとともに、実施事業所数の拡大を図るため、運営費等の補助金を拡充

〈現行〉

事業所数 43 ヶ所
定員 1,100 人



〈令和 8 年度〉

事業所数 50 ヶ所
定員 1,300 人

こども**誰**でも
通園制度

◆相談支援体制の充実

拡充

子どもプラザの増設(事業調整課)

乳幼児親子や妊娠中の方が、気軽に交流や相談ができる**子どもプラザを増設**

〈現行〉

14 か所

- 市民センター、区役所、商業施設、民間ビル等に開設



〈令和8年度〉

17 か所

3 か所増

- 既存の私立幼稚園や民間保育所等を積極的に活用



〈子どもプラザの機能〉

- 自由に過ごせる遊び場 ●親子の交流の場 ●子育てに関する情報提供
- ミニ講座 ●専門家による相談 ●子育て支援コンシェルジュによる相談対応

※子育て支援コンシェルジュ

子育て期（主に乳幼児）のいろいろな悩みごと・困りごと等について、相談対応等を行う



拡充

児童家庭支援センターの増設(こども家庭課)

育児不安、発達や障がいに関する心配、こころの問題などの子育てに関する相談ができる**児童家庭支援センターを増設**

〈現行〉

4 か所

〈令和8年度〉

5 か所

- 夜間・休日に対応
- 臨床心理士などの資格を持つ相談員が**親子関係**にアプローチ
- 気軽に立ち寄れる地域の身近な場所（子ども食堂や子育て交流サロンなど）で**出張相談**も実施

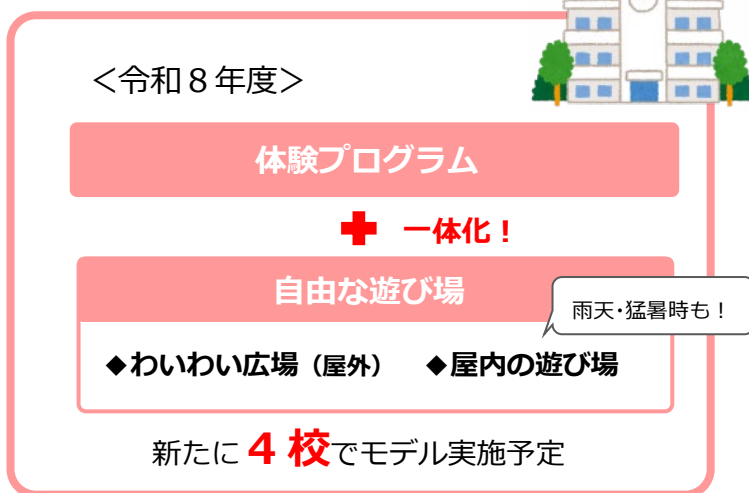


【子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり】

◆子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり

拡充 放課後等の体験・遊び・居場所づくりのモデル実施(事業企画担当)

小学生を対象とした、放課後の体験活動プログラムの提供（学校施設活用型体験プログラムモデル事業）を、「わいわい広場」と一体化し、**体験活動や遊び場の提供を通じた居場所づくり**として機能を拡充したモデル事業を実施



拡充 中高生の居場所づくりの支援(こども健全育成課)

中高生が気軽に立ち寄ることができ、また、困難な状況にある若者に寄り添ってサポートする等の居場所活動を行う団体への補助を拡充

《拡充のポイント》

- ①補助基本額を増額
⇒若者が安心できる居場所の継続的な運営を支援
- ②アウトリーチ活動の実施や開設時間に応じた加算の創設
⇒多様なニーズに応じた居場所づくりを支援

《例》



常設(週5)の場合

30万円/年

最大
50万円/年



◆悩みや問題を抱える子ども・若者の支援

拡充

困難な状況にある若者の相談支援(こども健全育成課)

若者総合相談センター（ユースサポート hub）の相談員を1名増員し、相談者の状況やニーズに応じて訪問相談や同行支援等のアウトリーチ支援を充実

新規

ケアリーバーのための相談窓口の設置(こども家庭課)

ケアリーバー（社会的養護経験者等※）の相互交流や自立に向けた相談支援等ができる窓口を若者総合相談センター（ユースサポート hub）内に設置

※児童養護施設や里親家庭などで育った若者など

若者総合相談センター (ユースサポート hub)

概ね 15～39 歳の相談に広く対応

- 就職や将来不安
- 障がい起因する生きづらさ
- 不登校・ひきこもり など



令和 8 年 4 月開設

ケアリーバーのための相談窓口 (社会的養護自立支援拠点)

- 自立に向けた相談支援
- 法律相談
- 交流の場 など



訪問



自宅などへ訪問

同行



就労支援機関

行政窓口

医療機関

連携



児童養護施設等



里親



児童相談所等

拡充

児童育成支援拠点の増設(こども家庭課)

家庭での養育にサポートが必要な子どものために
放課後・夜間・休日の生活支援を行う居場所を1か所増設

〈現行〉
2か所



〈令和 8 年度〉
3か所

【一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり】

◆ 障がい児の支援

拡充

医療的ケア児の支援(こども発達支援課)

医療的ケア児の家族の負担軽減のため、
自宅等での訪問看護の利用時間拡充や相談支援を実施

「在宅支援」の拡充

訪問看護の利用時間

◆年48時間→年**104**時間

◆24時間人工呼吸器使用児は
年**338**時間の試行継続

「相談体制」の充実

伴走支援体制の構築

◆入院中から在宅生活まで
家族に寄り添ってサポート

拡充

障がい児の遊び・体験の支援(こども発達支援課)

障がい児家族に周囲に気がねなく思い切り楽しんでもらう貸切イベントを実施
イベントの実施を通して、普段から障がいに配慮した運営を行えるよう施設支援を実施

R7年度

水族館で実施



【対象】未就学障がい児等
【開催時期】令和7年11月
令和8年3月

R8年度

水族館・動物園・プラネタリウム で実施



【対象】**18歳未満の障がい児等**
【開催時期】水族館：令和8年10月・11月
動物園：令和8年7月
プラネタリウム：冬頃

運営配慮

- ◆イヤーマフ（聴覚過敏対策）、遮光グラス（視覚過敏対策）貸出
- ◆カムダウン・クールダウンスペース設置
- ◆音や光の低減
- ◆ケアスペースの設置



イヤーマフ



遮光グラス



カムダウン・クールダウンスペース

施設支援

- ◆施設職員に対する研修の実施
 - ◆感覚敏感な方が施設を利用しやすくなるよう、あんしんマップ等を作成
- ※あんしんマップ：音や光などに対する感覚過敏のある人向けに、刺激の影響を受ける可能性のある場所を事前に知らせるマップ



◆ひとり親家庭の支援

新規

ひとり親家庭ワンストップ就業支援(こども見守り支援課)

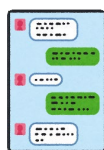
SNS等を活用した就業相談など、相談から就職までワンストップの就業支援を実施

オンライン相談

キャリアコンサルタントが就業相談や就職後の定着促進のフォローアップを行う

LINEで相談

専門員が対応



24時間予約可

6時～深夜1時まで対応

自宅にいながら都合の良い時間に相談可能

ひとり親家庭向けの企業開拓

企業向けセミナーを実施し、ひとり親の雇用に意欲的な企業を発掘

セミナーの開催

求人票を受付



ひとり親が就労しやすい職種・業種の開拓

ひとり親家庭に理解のある雇用先の確保

ひとり親家庭と企業をマッチングし、就業・自立を促進

◆子どもの貧困対策の推進

拡充

子どもの食と居場所づくりの支援(こども見守り支援課)

子どもへの食事の提供と居場所づくりを行う民間団体に対して補助金を交付
新たに学校の長期休業中の開催回数に応じて補助金を加算

通常

毎月の開催回数(1～4回以上)に応じ

・運営経費 年 15～60万円

・学習支援 年 3～12万円

を上限に補助金交付

(補助率 3分の2)



長期休業中(春・夏・冬休み)

月5回以上開催した部分に対して

1回あたり最大で

・運営経費 **12,500円**

・学習支援 **2,500円**

を**加算** ※合計15回分まで

(補助率 **10分の10**)

長期休業中実施における毎月実施要件の免除

長期休業中に限り、「毎月1回以上の開催」の補助金交付要件を免除

→ 長期休業中のみ開催する場合も補助対象